

1 特例対象者

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産(代替償却資産)

ア 平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産(以下「被災償却資産」といいます。)に代わるものとして取得した資産(以下「代替償却資産」といいます。)

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を充たすものをいいます。

○ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの

○ 代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなる年度において、代替されることとなる被災償却資産が、償却資産課税台帳上、登録されていない(除却又は売却等の処分がなされている)ものであること。

イ 平成30年7月豪雨により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

(2) 取得期限

平成30年7月5日から令和5年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

(3) 特例率

取得又は改良の翌年度から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

(ただし、地方税法第349条の3又は同法附則第15条から同15条の3までの規定により課税標準の特例措置が適用される場合は、当該特例の適用後の課税標準とされる額に重ねて適用されます。)

3 提出書類

代替償却資産特例の申告にあたっては、次の書類をご提出ください。

(1) 平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書(本紙)

(2) 代替償却資産対照表

(3) 被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類(被災証明書、減免決定通知書、更正決定通知書、被災状況が分かる写真等)

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類(平成30年度償却資産申告書及び種類別明細書等)

(5) 代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳に登録されていないことを証する書類(被災償却資産を除却又は売却等により処分したことがわかる書類等)

※ (3)は、東広島市で平成30年7月豪雨に係る償却資産の減免申請をされた方は提出不要です。

(4)及び(5)は、東広島市で被災した償却資産について東広島市でその代替償却資産を取得する場合は提出不要です。

(6) その他

ア 平成30年1月2日から平成30年7月4日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在し、所有していたことを証する書類(納品書等)を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併又は分割承継法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○ 相続人の場合…相続人であることを証する書類(戸籍謄本等)

○ 合併又は分割承継法人の場合…合併又は分割承継法人であることを証する書類(登記簿謄本)

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

4 提出期限

代替償却資産を取得又は改良を行った翌年の1月31日

5 提出先

東広島市役所 財務部 資産税課

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

6 記載要領

○ (納税義務者)住所又は所在地

申告される納税義務者の住所又は所在地を記載してください。

○ (納税義務者)氏名又は名称

申告される納税義務者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、納税義務者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

○ 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

○ 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に記載された代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

○ 平成30年7月豪雨に係る減免適用状況

被災償却資産について、平成30年7月豪雨に係る減免申請を行っているかを記載してください。また、東広島市において減免が適用されている場合は、減免決定通知書の通知書番号を記載してください。